

議案第93号

養父市特定教育・保育施設並びに特定地域型保育事業の使用料及び利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

養父市特定教育・保育施設並びに特定地域型保育事業の使用料及び利用者負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月4日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市特定教育・保育施設並びに特定地域型保育事業の使用料及び利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

養父市特定教育・保育施設並びに特定地域型保育事業の使用料及び利用者負担に関する条例（平成27年養父市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「別表のとおりとする。」を「次のとおりとする。」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 満3歳以上教育・保育認定子どもに係る利用者負担額は、0とする。
- (2) 満3歳未満保育認定子どもに係る利用者負担額は、別表に定める額とする。

第5条中「の支給認定保護者」を「の教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に改める。

第6条中「令第14条の2第1項」を「令第14条」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第1号中「同項第1号」を「同条第1号」に、「ただし、別表1及び2のうち2階層に該当する世帯は0」を「ただし、特定教育・保育給付認定保護者が属する世帯にあつては0とする。」に改め、同条第2号中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条中「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に改め、「小学校6年生以下の範囲において、」を削る。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

附則第4項を削り、第5項中「別表の2（法第19条第1項第2号及び第3号

に該当するもの)」を「別表」に改め、同項を第4項とする。

別表「1 法第19条第1項第1号に該当するもの」の表を削る。

別表「2 法第19条第1項第2号及び3号に該当するもの」の表題を削り、同表を次のように改める。

階層	定義		利用者負担額（月額）	
			保育標準時間	保育短時間
1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		円 0	円 0
2	1階層を除き、市町村民税非課税世帯		0	0
3	1階層を除き、市町村民税課税世帯であつて、その	48,600円未満（特定教育・保育給付認定保護者が属する世帯に限る。）	9,000	9,000
		48,600円未満（特定教育・保育給付認定保護者が属する世帯を除く。）	14,500	13,500
4-A	所得割課税額が次の区分に該当する世帯	48,600円以上77,101円未満（特定教育・保育給付認定保護者が属する世帯に限る。）	9,000	9,000
		48,600円以上77,101円未満（特定教育・保育給付認定保護者が属する世帯を除く。）	22,000	21,000
4-B		77,101円以上97,000円未満	22,000	21,000
5		97,000円以上169,000円未満	29,500	28,500
6		169,000円以上301,000円未満	37,000	36,000
7		301,000円以上	43,000	42,000

備考

- 1 この表における「所得割課税額」とは令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- 2 当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額を基に決定するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、施行日の属する月分の利用者負担額から適用し、同月前の月分の利用者負担額については、なお従前の例による。

議案第93号 養父市特定教育・保育施設並びに特定地域型保育事業の使用料及び利用者負担に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(利用者負担額)</p> <p>第4条 法第27条第3項第2号、第28条第2項第1号から第3号まで、第29条第3項第2号、第30条第2項第1号から第3号までの政令で定める額を限度として、当該<u>支給認定保護者</u>の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額（以下「利用者負担額」という。）は、<u>別表のとおりとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(利用者負担額の徴収)</p> <p>第5条 市長は、認定こども園及び保育所（市が設置したものに限る。）において教育・保育を受けた子ども<u>の支給認定保護者又は扶養義務者</u>（以下「<u>支給認定保護者等</u>」という。）から利用者負担額を徴収する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、他市町村に住所を有する<u>支給認定保護者等</u>から徴する利用者負担額は、住所を有する市町村において決定された利用者負担額とする。</p> <p>(利用者負担額の特例)</p> <p>第6条 <u>令第14条の2第1項</u>に規定する複数の特定被監護者がいる<u>支給認定保護者</u>に係る特例は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>同項第1号</u>に該当する場合 別表の利用者負担額に100分の50を乗じて得た額（10円未満切捨て）とする。<u>ただし、別表1及び2のうち2階層に該当する世帯は0</u></p>	<p>(利用者負担額)</p> <p>第4条 法第27条第3項第2号、第28条第2項第1号から第3号まで、第29条第3項第2号、第30条第2項第1号から第3号までの政令で定める額を限度として、当該<u>教育・保育給付認定保護者</u>の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額（以下「利用者負担額」という。）は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 満3歳以上教育・保育認定子どもに係る利用者負担額は、0とする。</u></p> <p><u>(2) 満3歳未満保育認定子どもに係る利用者負担額は、別表に定める額とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(利用者負担額の徴収)</p> <p>第5条 市長は、認定こども園及び保育所（市が設置したものに限る。）において教育・保育を受けた子ども<u>の教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者</u>（以下「<u>教育・保育給付認定保護者等</u>」という。）から利用者負担額を徴収する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、他市町村に住所を有する<u>教育・保育給付認定保護者等</u>から徴する利用者負担額は、住所を有する市町村において決定された利用者負担額とする。</p> <p>(利用者負担額の特例)</p> <p>第6条 <u>令第14条</u>に規定する複数の特定被監護者がいる<u>教育・保育給付認定保護者</u>に係る特例は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>同条第1号</u>に該当する場合 別表の利用者負担額に100分の50を乗じて得た額（10円未満切捨て）とする。<u>ただし、特定教育・保育給付認定保護者が属する世帯にあつては0とする。</u></p>

現 行		改 正 案									
<p>(2) <u>同項第2号</u>に該当する場合 別表の利用者負担額は0 (利用者負担額の軽減)</p> <p>第7条 前条の適用を受けない<u>支給認定保護者等</u>が属する世帯であって、<u>小学校6年生以下の範囲</u>において、子どもが複数人いる場合における利用者負担額は、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(利用者負担額の通知)</p> <p>第8条 市長は、利用者負担額を決定したとき又はその額を変更したときは、当該<u>支給認定保護者及び当該支給認定保護者</u>が利用する特定教育・保育施設(市立保育所を除く。)の設置者又は特定地域型保育事業を行う者に通知しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p><u>(利用者負担額の経過措置)</u></p> <p>4 <u>第4条の規定にかかわらず、当分の間、法第19条第1項第1号に該当する支給認定子どもにかかる利用者負担額は、法附則第9条第1項第1号イ、第2号イ(1)及びロ(1)並びに第3号イ(1)及びロ(1)に規定する当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額として、別表の1(法第19条第1項第1号に該当するもの)に定める額とする。</u></p> <p>(法附則第6条第4項に定める額)</p> <p>5 <u>法附則第6条第4項の家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定こどもの年齢等に応じて定める額は、当分の間、別表の2(法第19条第1項第2号及び第3号に該当するもの)に定める額とする。</u></p> <p>別表(第4条、第6条、第7条関係)</p> <p>1 <u>法第19条第1項第1号に該当するもの</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階層</th> <th>定義</th> <th colspan="2">利用者負担額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>3・4歳児</td> <td>5歳児</td> </tr> </tbody> </table>		階層	定義	利用者負担額(月額)				3・4歳児	5歳児	<p>(2) <u>同条第2号</u>に該当する場合 別表の利用者負担額は0 (利用者負担額の軽減)</p> <p>第7条 前条の適用を受けない<u>教育・保育給付認定保護者等</u>が属する世帯であって、子どもが複数人いる場合における利用者負担額は、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(利用者負担額の通知)</p> <p>第8条 市長は、利用者負担額を決定したとき又はその額を変更したときは、当該<u>教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者</u>が利用する特定教育・保育施設(市立保育所を除く。)の設置者又は特定地域型保育事業を行う者に通知しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第6条第4項に定める額)</p> <p>4 <u>法附則第6条第4項の家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定こどもの年齢等に応じて定める額は、当分の間、別表に定める額とする。</u></p> <p>別表(第4条、第6条、第7条関係)</p>	
階層	定義	利用者負担額(月額)									
		3・4歳児	5歳児								

現 行		改 正 案	
1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	円 0	円 0
2	市町村民税非課税世帯（均等割のみ課税世帯を含む）	3,000	3,000
3	市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯	6,800	5,400
4	市町村民税所得割課税額が211,200円以下の世帯	11,600	
5	市町村民税所得割課税額が211,201円以上の世帯	16,400	
備考			
1～3 （略）			
4 この表における2階層及び3階層に該当する世帯のうち、令第4条第4項に定める要保護者等に該当する場合における利用者負担額は、次表に掲げる額とする。			
階層	定義	利用者負担額（月額）	
		3・4歳児	5歳児
2	市町村民税非課税世帯（均等割のみ課税世帯を含む。）	円 0 0	円 0 0
3	市町村民税所得割額77,100円以下の世帯	3,000 0	3,000 0
※特定監護者等に係る第1子は上段、第2子以降は下段の額とする。			

現 行								改 正 案			
2 法第19条第1項第2号及び3号に該当するもの											
階 層	定 義	利用者負担額（月額）						階 層	定 義	利用者負担額（月額）	
		保育標準時間		保育短時間		保育標準時間				保育短時間	
		3歳未満児	3歳未満児	3・4歳児	5歳児	3・4歳児	5歳児			保育標準時間	保育短時間
1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	円	円	円	円	円	円	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	円	円	
		0	0	0	0	0	0		0	0	
2	1階層を除き、市町村民税非課税世帯	7,000	6,500	6,000	6,000	5,500	5,500	2 1階層を除き、市町村民税非課税世帯	0	0	
3	1階層を除き、市町村民税課税世帯であって、その所得割課税額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	14,500	13,500	12,200	8,500	11,200	8,500	3 1階層を除き、市町村民税課税世帯であって、その所得割課税額が次の区分に該当する世帯	9,000	9,000
4		48,600円以上	22,000	21,000	18,400		17,400				
5		97,000円未満									
6		97,000円以上	29,500	28,500	24,600		23,600				
7		169,000円未満									
		169,000円以上	37,000	36,000	30,800		29,800				
		301,000円未満									
		301,000円以上	43,000	42,000	37,000		36,000				
								4-A	48,600円以上77,101円未満（特定教育・保育給付認定保護者が属する世帯に限る。）	9,000	9,000
									48,600円未満（特定教育・保育給付認定保護者が属する世帯を除く。）	14,500	13,500
									48,600円以上77,101円未満（特定教育・保育給付認定保護者が属する世帯を除く。）	22,000	21,000
								4-B	77,101円以上97,000円未満	22,000	21,000
								5	97,000円以上169,000円未満	29,500	28,500

現 行		改 正 案						
備考		6	169,000円以上301,000円未満	37,000	36,000			
1～3 (略)		7	301,000円以上	43,000	42,000			
4 この表における2階層、3階層及び4階層に該当する世帯のうち、市町村民税が77,101円未満の世帯に該当するものであって、令第4条第4項に該当する場合における利用者負担額は、次表に掲げる額とする。		備考						
1 この表における「所得割課税額」とは令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。		1						
2 当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額を基に決定するものとする。		2						
階層	定義	利用者負担額（月額）						
		保育標準時間		保育短時間		保育短時間		
		3歳未満児	3歳未満児	3・4歳児	5歳児	3・4歳児	5歳児	
2	1階層を除き、市町村民税非課税世帯	円	円	円	円	円	円	
		0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	
3	1階層を除き、市町村民税課税	48,600円未満	9,000	9,000	6,000	6,000	6,000	6,000
			0	0	0	0	0	0
4-A	世帯であつて、その所得割課税額が次の区分に	48,600円以上	9,000	9,000	6,000	6,000	6,000	6,000
		77,101円未満	0	0	0	0	0	0
4-B	額が次の区分に該当する世帯	77,101円以上	22,000	21,000	18,400	8,500	17,400	8,500
		97,000円未満	22,000	21,000	18,400	8,500	17,400	8,500
※特定監護者等に係る第1子は上段、第2子以降は下段の額とする。								